

第1項 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の実施について

○根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成20年4月施行）が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行うことが義務付けられたことにより実施する。（本年度で16年目）

○目的

事務の点検・評価は、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、議会への提出と公表を行い市民への説明責任を果たすこととする。

○対象事業

教育委員会が前年度（令和4年度）実施した学校教育の充実や生涯学習の振興など主要な事務事業（継続・新規）を対象とする。本年度は、前年からの継続事業19事業について実施した。

○学識経験者の知見の活用

教育委員会事務局が行った点検・評価（自己評価）の結果について、市教育委員会事務事業評価懇談会設置要項に基づき会議を開催し、選任した学識経験者3名から意見を聴取した。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）]

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2項 北茨城市教育委員会における点検・評価の取組について

1 点検・評価の対象となる事業

教育委員会の主要な事務事業を点検・評価の対象とする。

2 対象となる期間

令和4(2022)年度とする。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 教育委員会における点検・評価

点検・評価の実施にあたり、教育委員会では、対象となる事業の進捗状況や成果を明らかにするとともに、今後の取組や改善点等を取りまとめる。

(2) 学識経験を有する者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、事務局による点検・評価の結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設け、事業の着実な実行や改善につながる評価に努める。

[学識経験を有する者]

※敬称略

氏 名	備 考
磯 辺 文 昭	学校長経験者
佐 藤 千 壽	市行政職経験者
原 一 治	P T A会長経験者

4 点検・評価結果の公表等

市教育委員会における点検・評価終了後、その結果を取りまとめた報告書を北茨城市議会へ提出するとともに、報告書を市民へ公表する。